

《しかしん教育カードローン（ジャックス保証付）》商品説明書

1. 商品名	しかしん教育カードローン（ジャックス保証付）			
2. ご利用いただける方	以下の条件を満たす歯科医師の方 ① 当組合の組合員の方、または組合員となれる方 ※組合員加入資格のある方は、当組合に出資していただき組合員とすることができます。（組合員資格は、当組合定款第1章第6条（組合員たる資格）をご覧ください。） ② 当組合に普通預金口座をお持ちの方、または、お作りいただける方 ③ ご契約時の年齢が満20歳以上満65歳未満で完済時の年齢が満76歳未満の方 ④ 小・中学校、高校、高専、専門学校、予備校、短大、大学、大学院に在学中または入学を予定する子弟を有する保護者の方 ⑤ 継続して安定した収入のある方 ⑥ 過去に不渡り、延滞等がなく、(株) ジャックスの保証が受けられる方 ⑦ 当組合の融資基準を満たしている方 ※学生ご本人の方のご利用は出来ません。			
3. お使いみち	・受験に係る費用（受験料、下見、宿泊費用等） ・教育資金（学費や在学中の生活費等、卒業までに必要な費用）			
4. ご利用形態	当座貸越			
5. ご利用限度額	10万円以上1,000万円以内（10万円単位） ※お使いみちが「受験に係る費用」の場合は、極度額は100万円以内となります。入学先決定後に追加利用をご希望される場合は、貸越極度額変更申込にて極度額の変更ができます。 ※教育資金利用対象者ごとにローンカードを発行します。 ※「はばたき（ジャックス保証付）」と「しかしん教育カードローン（ジャックス保証付）」の極度額との合計は3,000万円を上限とします。			
6. ご返済方法	(1) 貸越契約期間中の返済 貸越契約期間中は元金返済据置期間とし、その間は貸越利息のみの返済。 ※毎月5日にご本人様の返済用口座よりお引落しいたします。 ※任意の増額返済も可能です。ただし、増額返済をした場合でも貸越利息の返済は行われません。			
	(2) 貸越契約期限（満了日）後の返済 約定返済とし、次のとおり返済し、7年以内に完済するものとします。 ※任意の増額返済も可能です。ただし、増額返済が行われても定額返済は行われます。 ※69歳の誕生日を迎えた場合も、翌月から下表のとおり返済するものとします。			
	貸越利用期限日の残高	毎月の返済額	貸越利用期限日の残高	毎月の返済額
	1万円以下	残高の金額全額	400万円超 500万円以下	65,000円
	1万円超 50万円以下	10,000円	500万円超 600万円以下	80,000円
	50万円超 100万円以下	20,000円	600万円超 700万円以下	90,000円
	100万円超 200万円以下	30,000円	700万円超 800万円以下	105,000円
	200万円超 300万円以下	40,000円	800万円超 900万円以下	125,000円
300万円超 400万円以下	50,000円	900万円超 1000万円以下	135,000円	

しかしん教育カードローン（ジャックス保証付）

7. ご融資期間	<p>・貸越契約期間（下記1,2のいずれか早い方とし、最大10年とします。）</p> <p>1. 入学（在学）対象学校への入学前6ヵ月（入学前年の10月）から在学期間中まで。</p> <p>2. 債務者の満69歳の誕生日末日まで。</p> <p>・貸越契約期限は、対象子弟の卒業予定年の3月末日までとします。資金使途が受験に係る費用の場合は、申込時点に在学する学校の卒業予定年の3月末日までとします。</p> <p>・貸越利用期限は対象子弟の卒業予定年の3月5日の約定返済日までとします。資金使途が受験に係る費用の場合は、申込時点に在学する学校の卒業予定年の3月5日の約定返済日までとします。ただし、69歳を超えての貸越利用はできないものとします。</p> <p>・進学による期間の変更は可能です。ただし、初回契約日から最大10年以内とします。</p> <p>※留年・留学によるご融資期間の延長はできません。</p> <p>※なお、利用期限前であっても、対象子弟が退学等の利用により就学することがなくなった場合は、これを当組合が知った日をもって貸越利用期限が到来したものとします。</p> <p>※保証会社の審査状況や取引状況により当座貸越契約期間であっても新規貸出を停止することがあります。</p>
8. 金利	固定金利 年利3.70%（保証料含む）
9. 貸越利息支払方法	<p>付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算とします。</p> <p>当座貸越契約期間中は、毎月5日にご本人様の返済用口座から自動振替にてお支払いいただきます。（振替方式）</p> <p>当座貸越契約期限後は、毎月5日に貸越残高に組み入れます。（元加方式）</p>
10. 遅延損害金	年利14.50%
11. 連帯保証人・担保	保証会社が保証しますので、担保・保証人ともに不要です。
12. 新規カード発行・更 新 手 数 料	不要です。
13. お借入方法	<p>ローンカードを発行いたします。提携のATMからご出金いただけます。</p> <p>※ATMのご利用手数料は、お客様のご負担となります。</p>
14. お申込み時にご用意いただくもの	<p>・本人確認書類 以下の①、②のうち、いずれかをご用意ください。</p> <p>①運転免許証等の顔写真付きの公的証明書のうち1点</p> <p>②顔写真のない公的証明書(健康保険証・年金手帳等)の場合は、2種類の公的証明書計2点</p> <p>・所得証明書（ただし、貸越極度額100万円以下のお申込みの場合は不要です。）</p> <p>個人事業主の場合：確定申告書（収支明細書を含む）</p> <p>給与所得者の場合：源泉徴収票または住民税決定通知書の写し</p> <p>※個人事業主で、貸越極度額500万円以上のお申し込みをご希望される場合は、確定申告書（収支明細書を含む）の写し2期分</p> <p>・普通預金通帳（お持ちの方）、普通預金届出印</p> <p>・入学、在学確認資料 合格通知書・進学する学校からの入学案内等・学生証・在学証明書・納付書等</p> <p>※資金使途が受験に係る費用の場合は、申込時点に在学する学校の在学証明書類（学生証・在学証明書）</p>
15. 貸越利用期限変更の対応	<p>・お使いみちが「受験に係る費用」の場合で、対象子弟の入学決定後に追加利用を希望する場合は、入学先に合わせた契約期間の変更が可能です。</p> <p>・対象子弟が進学する場合、新しい進学先に合わせた契約期間の変更が可能です。</p> <p>※貸越契約期間は最大10年となります。</p> <p>※お申込には必要書類の提出と当組合および保証会社の審査が必要です。</p>
16. 当座貸越極度額の増額対応	<p>当座貸越極度額の増額対応が可能です。</p> <p>※お申込には必要書類の提出と当組合および保証会社の審査が必要です。</p>
17. 苦情処理措置	<p>・苦情処理措置 ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある営業店またはお客様相談室（総務課）</p>

	<p>にお申し出ください。</p> <p><b>【お客様相談室（総務課）】</b></p> <p>受付日：月曜日～金曜日（祝日および組合の休業日は除く）</p> <p>受付時間：午前9時～午後5時</p> <p>電 話：045-641-2904</p> <p>所在地：〒231-0013 横浜市中区住吉町6-68-2</p> <p>なお、苦情等対応手続については、当組合ホームページをご覧ください。</p> <p>ホームページアドレス <a href="https://www.shikashin.co.jp">https://www.shikashin.co.jp</a></p>
<p>18. 紛争解決措置</p>	<p>・紛争解決措置</p> <p>東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031）</p> <p>第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588）</p> <p>第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249）</p> <p>で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、当組合お客様相談室（総務課）またはしんくみ相談所にお申し出ください。また、お客さまから前記弁護士会の仲介センター等に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p><b>【一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】</b></p> <p>受付日：月曜日～金曜日（祝日および協会の休業日は除く）</p> <p>受付時間：午前9時～午後5時</p> <p>電 話：03-3567-2456</p> <p>所在地：〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5</p> <p>なお、仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客様もご利用いただけます。さらに、東京以外の地域のお客様からの申立については、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で以下の手続を進める方法もあります。</p> <p>・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。</p> <p>例えば、横浜弁護士会の紛争解決センターに事件を移管し、以後、当該弁護士会の紛争解決センターで手続を進めることができます。</p> <p>横浜弁護士会紛争解決センター（電話：045-211-7716）</p> <p>※移管調停は、全国の弁護士会で実施しているものではありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。</p>
<p>19. その他</p>	<p>・別途、印紙代として200円が必要(実費)となります。</p> <p>・お申込みに際しましては、当組合および保証会社の所定の審査をさせていただきます。審査結果によってはご希望に添いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>・本説明書は、令和2年10月15日現在の概要を記載したものであり、当組合は、これらの事項を将来に渡って本説明書記載のとおり維持する義務を負うものではありません。</p>